

別紙

諮問第956号

答 申

1 審査会の結論

本件利用非停止決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「①退校申請書②退校申請処理簿」の利用停止を求める本件利用停止請求に対し、東京都知事が令和3年10月22日付けで行った本件利用非停止決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

利用停止請求のあった「退校申請書」及び「退校申請処理簿」については、調査の結果、本人の意思に基づかず退校申請書が作成及び提出された事実は確認できず、適法かつ公正な手段によらずに収集されたとは認められないことから、条例4条1項に違反する事実がないため、利用停止しない。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和4年3月30日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年11月2日に理由説明書を收受し、令和5年2月28日（第230回第二部会）から同年4月28日（第231回第二部会）まで、2回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報は、審査請求人の開示請求に対し、実施機関が開示決定した「退校申請書」及び「退校申請処理簿」（以下併せて「本件対象保有個人情報」という。）である。

本件対象保有個人情報について、実施機関の説明によると、職業訓練校の生徒が退校を希望して退校申請書を提出すると、同申請書に基づいて退校申請処理簿が作成され、当該生徒について退校手続の処理が進められるとのことである。

イ 本件利用停止請求について

本件利用停止請求の趣旨は、本件対象保有個人情報の根本的な事案である「退校」について、実際には「除籍処分」を受けての退校手続であったのであり、事実に基づかない誤った処理がなされていることを主張して、その利用停止を求めるものである。

実施機関は、本件利用停止請求に対し、条例4条1項違反の事実が存在しないとして、本件利用非停止決定を行っている。

ウ 本件利用非停止決定の妥当性について

条例21条の5は、利用停止請求に理由があると認めるときは保有個人情報の利用停止をしなければならないと規定していることから、審査会は、本件利用停止請求に理由があると認められるかについて検討する。

審査会が本件対象保有個人情報及び審査請求人が提出した書類を見分したところ、「退校申請書」を審査請求人が作成及び提出し、それを基に実施機関が「退校申請処理簿」を作成していることが確認された。

以上の事実を踏まえると、実施機関が適法かつ公正な手段によらずに本件対象保有個人情報を収集したとは認められず、本件利用停止請求に理由があると認めるることはできない。

したがって、本件利用停止請求に対し利用非停止とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 蘭子